

## 2018年度助成分

## ■講演会等の名称

## 第20回比較法国際アカデミー国際会議

研究代表者：

五十君麻里子（九州大学大学院法学研究院・教授）

主催団体名/代表者名：

比較法国際アカデミー第20回国際会議 組織委員会、日本学術会議  
/河野俊行（比較法国際アカデミー副会長、九州大学大学院法学研究院主幹教授）

主な講演者名：

Susan Kiefel（オーストラリア最高裁長官）、  
Katharina Boele-Woelki（ブツェリウス法科大学学長（ドイツ）/比較法国際アカデミー会長）

会場名：

九州大学椎木講堂（伊都キャンパス内）、福岡国際会議場、福岡大学

実施期間：2018年7月22日～2018年7月28日

## 【研究の概要】

7月22日にタイ、フィリピン、日本の最高裁からスピーカーを招き、裁判官教育に関するラウンドテーブル（アクロス福岡）が開催され、翌23日には椎木講堂で開会式が執り行われた。秋篠宮同妃両殿下、松山政司内閣府特命担当大臣、山口厚最高裁判事、小川洋福岡県知事、久保総長からお言葉をいただいたほか、カタリナ・ブーレヴェルキ比較法国際アカデミー会長、山極壽一日本学術会議会長、河野教授が歓迎の辞を述べた。

学術面ではスーザン・キーフェル豪州最高裁長官の基調講演に始まり、椎木講堂と福岡国際会議場を会場として、40を超えるセッションで活発な議論が展開された。今回は、「法学のフロンティア～国際比較と現代的課題」をテーマに、数百のテーマから選ばれた36の主題に関する最新の研究成果に関して、世界のトップレベルの研究者が一堂に会して討論や発表が行われ、法学各分野の発展とその応用展開を図った。各テーマに総括報告者及び各国ナショナルレポーターが指名され、関係するレポーター総数は1000名に達する。また、本アカデミーとして初めて企画したCongress in Congress “New Technology, the Innovation Economy & the Law”、自動運転など、現代社会の最先端のトピックと法の関わり、世代、分野、実務を超えた学術交流を図り、高い評価を受けた。さらには、若手研究者向けのYounger Scholars フォーラムも開催された。60か国超の国々から832名の参加者（内9割は外国人参加者）を得て、同アカデミーとしても最大規模となった。これまでで最高の会議であったという賛辞が参加者から組織委員会に寄せられている。

## 第7回国際法4学会国際会議

研究代表者：

**兼原敦子**（上智大学法学部・教授）

主催団体名/代表者名：

**国際法学会/岩沢雄司**（開催時の代表理事）※現代表理事・浅田正彦

主な講演者名：

**Mari Takeuchi** (Kobe University)、**Jason McLean** (University of Saskatchewan)、

**Kathleen Claussen** (University of Miami School of Law)、**Ryan Gauthier** (Thompsons River University)、

**Kal Raustiala** (ASIL)、**Jarrold Hepburn** (University of Melbourne Law School)、

**Sarah Castles** (Commonwealth Attorney-General's Department)、

**Amy Maguire** (University of Newcastle Law School)、**Miriam Cohen** (Lakehead University)、

**Shin Kawagishi** (Shizuoka University)、**Kentaro Wani** (Osaka University)、

**David Ching-Fong Lai** (United States Naval War College)、**Shiri Krebs** (Deakin University School of Law)、

**Yuko Osakada** (Chukyo University)、**Shea Esterling** (University of Canterbury School of Law)、

**Zhannah Voukitchevitch** (University of Ottawa)、

**Sabaa Khan** (University of Eastern Finland School of Law)

会場名：

**早稲田大学国際会議場**（第3会議室）

実施期間：2018年6月1日～2018年6月3日

---

### 【研究の概要】

- (1) 2018年6月2日と3日の2日間にわたり、「第7回国際法4学会国際会議」を開催した。会議の全体テーマは“The Seventh International Four Societies Conference: Changing Actors in International Law”であり、日・米・加・豪NZの国際法4学会の若手研究者16名による報告および討論が行われた。2年に1度開催される国際法の国際会議であり、今回で7回目を迎える。開催場所はInternational Conference Center, Waseda Universityである。
- (2) 2018年6月1日：スピーカーおよび各学会代表者を招待したWelcome Receptionを開催し、親睦を深めた。
- (3) 6月2日（会議第1日目）には以下の報告が行われた。第1に、Welcome and Opening Remarksとして、Shigeki Sakamoto (JSIL)、Tim Stephens (ANZSIL)、Lucy Reed (ASIL)、Charles-Emmanuel Côté (CCIL)の4名から挨拶があった。第2に、第1セッション（Lawmaking / Statehood）では、Tim Stephens (ANZSIL)を座長として、以下の報告者が報告を行った。Mari Takeuchi (Kobe University)、Jason McLean (University of Saskatchewan)、Kathleen Claussen (University of Miami School of Law)、Ryan Gauthier (Thompsons River University)。第2セッション（Dispute Settlement/ Responsibility）では、Lucy Reed (ASIL)を座長として、以下の報告者が報告を行った。

Jarrold Hepburn (University of Melbourne Law School), Sarah Castles (Commonwealth Attorney-General's Department), Amy Maguire (University of Newcastle Law School), Miriam Cohen (Lakehead University)。討論の後、参加者全員によるディナー・パーティーが開催された。

- (4) 6月3日(会議第2日目)には以下の報告が行われた。第1に、第3セッション(Armed Conflicts)において、Shuichi Furuya (JSIL)を座長として以下の報告者が報告を行った。Shin Kawagishi (Shizuoka University)、Kentaro Wani (Osaka University)、David Ching-Fong Lai (United States Naval War College)、Shiri Krebs (Deakin University School of Law)。第2に、第4セッション(Indigenous People)では、以下の報告者が報告を行った。Yuko Osakada (Chukyo University)、Shea Esterling (University of Canterbury School of Law)、Zhannah Voukitchevitch (University of Ottawa)、Sabaa Khan (University of Eastern Finland School of Law)。討論の後、会議全体のまとめの報告があり、最後に実施委員会会合(Meeting of Steering Committee)が行われ、今回の会議の成果物の出版(英語図書)の刊行について相談が行われ、執筆者・日程について議論を行った。その後、参加者全員を集めたディナーが開催された。
- (5) 2日間の報告・討論を通じて、国際法の幅広い分野において「主体」(actor)の果たす役割・機能・影響に関する緻密な議論が行われ、活発な議論が行われた。特に、米国・カナダ・豪NZの英語圏における新進気鋭の若手研究者を迎えて、日本の若手研究者が英語で議論を交わす大変貴重な機会となった。同時に、各学会が4名の報告者を出し合うという形式であり(計16名)、学会間の交流を深める意味での大変貴重な機会となった。さらに、会議の成果として、英語での共著書執筆の案についても同意に至っており、今後の刊行が期待される。

## 国際シンポジウム 「トランスナショナル化と国境/境界管理—北米・EU・日本の比較」

研究代表者：

**小井土彰宏**（一橋大学大学院社会学研究科・教授）

主催団体名/代表者名：

一橋大学大学院社会学研究科・国際社会学プログラム、  
科学研究費基盤Aプロジェクトチーム

主な講演者名：

**Thomas Faist**（Bielefeld University・教授）

会場名：

一橋大学国立西キャンパス・インテリジェントホール

実施期間：2018年10月27日～2018年10月28日

---

### 【研究の概要】

本シンポジウムは、90年代以降急激に拡大してきた人の移動が生み出したネットワーク型の越境的な社会空間の拡大をトランスナショナル化と呼んだうえで、近年の国境と社会的境界の再強化が持つ作用を三大地域圏を比較して分析した。基調講演者のファイスト教授は、国際的な強制移動研究に「倫理的/非倫理的政体」というキー概念を提起し、先進国グループが難民・庇護申請者を一方で人道的に対処することを掲げたシステムを形成しながら、反面その体制が差別や被害を受けた人々を中心諸国より離れた第3国で対処させる「国境管理の外部化」によってその影響から距離を置くという両面性を指摘した。北米パネルは、1) オバマ政権による部分的暫定的正規化が、高学歴の非正規移民の若者の社会的な上昇に与えた効果、2) 地域レベルでの移民に対する規制環境の差が1) に影響を与えること、3) 強制送還政策が、移民家族を分断するトランスナショナル家族化の実態、4) 送還された南の男性が北の就労女性に経済依存するジェンダー役割の逆転、を示し大きな反響を呼んだ。EUパネルでは、EUの中にある難民救済と排除の両面が、1) 南地中海における海上捜索諸活動の移民の規制/排除と救済という両義性により、難民としての振る舞いを強いる構造、2) 西バルカンでの帯状に延びる境界地帯に不特定多数の収容施設に難民たちを長期にわたり拘留している実態、3) 難民たちが相互の緊密な情報交換により、統合EU内部の多様な難民政策を持つ各国を選択し適応しつつトランスナショナルな家族構造を形成しつつあること、といった事実から照らし出された。日本パネルでは、繰り返される入管政策の改訂中で、実質的な受入れ政策の分断構造が形成されたことが明らかにされ、さらに1) 急増する建設実習生の越境的受け入れ構造と就労実態、2) 留学生の内部に国籍別の教育による社会移動の分岐化が起きていること、そして3) 建前としての多文化共生政策がしばしば持つ逆説的な同化主義的作用、が明らかにされた。総括討議では、物理的国境管理と社会的な境界管理の両面で変動しつつある規制政策が、特有の越境的関係の形式を生むことが明らかにされる結果となった。世界的変動の中で日本の越境移動もまた他の地域にとって重要な参照事例となることが指摘され、三地域の比較の意義がフロアにいる聴衆を含む参加者によって共有される充実した会議となった。

## ■講演会等の名称

**東アジア行政法学会第13回学術総会**

研究代表者：

**野呂充**（大阪大学高等司法研究科・教授）

主催団体名/代表者名：

**東アジア行政法学会／代表者・亘理格**（中央大学法学部・教授）

主な講演者名：

**豊島明子**（南山大学法務研究科教授）、**鄭準鉉**（韓国・檀國大学校法科大学教授）、**周漢華**（中国社会科学院法学所教授）、**范姜真嫩**（台湾・東海大学法学院教授 ※簡玉聰・高雄大學財法系助理教授が代読）、**野田崇**（関西学院大学法学部教授）、**金鍾甫**（ソウル大学校法学専門大学院教授）、**劉如慧**（台湾・国立臺北大学公共行政暨政策学系副教授）、**朱芒**（中国上海交通大学教授）

会場名：

**千里ライフサイエンスセンター・山村雄一記念ホール**

実施期間：2018年11月24日～2018年11月25日

## 【研究の概要】

第1テーマの「個人情報保護」については、以下の4つの研究報告が行われた。日本における個人情報保護法制の全体像を近年の法改正を中心に検討する豊島明子報告、IoT（モノのインターネット）の発達に伴って生じている個人情報保護の課題に焦点を当てた鄭準鉉報告、ビッグデータ時代における個人情報保護のあり方を論じる周漢華報告、忘れられる権利について論じる范姜真嫩報告（なお、報告者がやむを得ない事情により来日できず、簡玉聰氏が代読した）である。各報告者の報告では多様な角度から個人情報保護の現状と課題について論じられたものの、インターネットなどの技術の急速な発展に伴って各国・地域において共通して直面している問題が多く、報告を受けた討論においては、各国・地域の取組みや法制度の改正動向について理解を深めるとともに、今後の個人情報保護のあり方について意見交換をすることができた。

第2テーマの「環境」について、特に都市環境を中心として、以下の4つの研究報告が行われた。我が国において人口減少時代に対応した都市環境保全の手法として重要性を増している協定に焦点を当てた野田崇報告、韓国の再建築・再開発事業に係る法制度の概要と訴訟上の問題について論じる金鍾甫報告、台湾の都市における深刻な大気汚染に対する大気汚染防止法などに基づく対策の動向を明らかにする劉如慧報告、中国の公共事業における公衆参加手続を中心に都市環境ガバナンスのあり方を論じる朱芒報告である。人口減少・都市縮退の時代を迎えている我が国から、新たな市街地を開発する事業が活発に行われている中国まで、各国・地域における都市の状況は大きく異なるが、これらの報告を通じて各国・地域の都市の最新の状況と法的対応についての情報を得るとともに、各国・地域において共通に存在する問題への対応策について意見交換を行うことができた。

■講演会等の名称

## 日仏シンポジウム ＜揺れる民意＞とシステムとしての現代民主主義

研究代表者：

**山元一**（慶應義塾大学法務研究科・教授）

主催団体名/代表者名：

日仏公法セミナー/山元一・長谷川憲（共同代表）

主な講演者名：

只野雅人（一橋大学教授）、山元一（慶應義塾大学教授）、岡田信弘（北海学園大学教授）、  
曾我部真裕（京都大学教授）、徳永貴志（和光大学准教授）、大藤紀子（獨協大学教授）、  
馬場里美（立正大学准教授）、小川有希子（慶應義塾大学院生）、小嶋慎司（東京大学准教授）、  
大津浩（明治大学教授）、菅原真（南山大学教授）、池田晴奈（近畿大学准教授）、  
水鳥能伸（大阪府立大学教授）、中島宏（山形大学准教授）、  
Pierre BRUNET（Université Paris I Panthéon-Sorbonne教授）、  
Marie-Claire PONTHEOREAU（Université de Bordeaux教授）、  
Cécile GUÉRIN-BARGUES（Université de Paris Nanterre教授）、  
Luc HEUSCHLING（Université du Luxembourg教授）、  
Arnaud LE PILLOUER（Université de Paris Nanterre教授）、  
Éric Millard（Université de Paris Nanterre教授）、Julien BOUDON（Université de Reims教授）、  
Christophe CHABROT（Université de Lyon II専任講師）、  
Jean-Louis HALPÉRIN（École Normale Supérieure、Paris教授）、  
Simon SERVERIN（神奈川大学准教授）、  
Marie-Anne COHENDET（Université Paris I Panthéon-Sorbonne教授）、  
Véronique CHAMPEIL-DESPLATS（Université de Paris Nanterre教授）

会場名：

広島大学法務研究科

実施期間：2018年3月15日～2018年3月17日

### 【研究の概要】

本シンポジウムの企画の趣旨は、以下の通りである。日本では、2015年9月安保関連法案の採決をめぐる、国会が同法案に強く反対する10万人の市民に取り囲まれたことは記憶に新しい。議会というシステムは、果たして本当に民意を適切に代弁しうるのだろうか。ヨーロッパに目をむけると、イギリスで2016年6月に行われた、国民にEU離脱の是非を直接問う国民投票（Brexit）では、離脱賛成派が多数派を占め、イギリス政治は迷走状態に突入した。フランスでは、2017年5月に大統領選が行われたが、ポピュリスト極右政党党首が第1回投票で2位となり、それまで与党であった社会党は壊滅した。アメリカでも、信じがたいポピュリスト的発言をし続ける候補者が大統領となった。

国民が代表者を選挙して彼らに政治を行わせるシステムも、自らが決定に乗り出して国政の最高責任者を決定したり、あるいは政策決定を自ら行うシステムも、いずれも、それぞれ大きな問題を抱えている。グローバル化、難民問題、テロリズムの中で、揺れ動く民意を受け止めるためにどのような民主主義のシステムを構築すればよいのだろうか。大統領制か議院内閣制か、二院制か一院制か、代表民主制の重視か国民投票重視か、システムとしての民主主義は、専門家集団によって提供される専門知をどのように位置づければいいのか、グローバルな契機とローカルな契機という多層化の動きをシステムとしての民主主義はどのように受け止めればいいのか、このような文脈の中で現代的人権保障の意義はどこにあるのか、について、6つのセッションに分け、日仏双方から報告を受け（日本側14本、フランス側12本）、それに基づいて討論を行った。各セッションとも、30名を超える参加者があった。ヨーロッパでも日本でもポピュリズム的な動向があるために、どのような民主主義の再構築が可能か、という問題が大きな関心を呼んだ。従来の民主主義論において見られないアイデアとして、無作為抽出による市民が討議をする議会を設けて、そこでの議論に一定の意義を与える試みが提出されたことである。日本でも、従来の二院制論を超えた議論をする必要性を感じさせる。また、日本の司法消極主義がフランス側の大きな関心を呼んだ。これに対して、政官関係論は、必ずしも大きな関心と呼ばなかった。彼我の憲法学の守備範囲の違いを印象づけるものとなった。